

広報まつさかデザインリニューアル

基本方針

1. 目的

「広報まつさか」は、市政情報や市民生活に必要な情報を届ける基幹広報媒体である。今回のリニューアルでは、単に見た目を刷新するのではなく、市から情報を「載せる」広報紙から、市民に情報が伝わり、必要な情報に気づき、読み進めたいくなる広報紙への再設計を行う。

あわせて、紙だからこそ、必要な情報をまとめて見渡せることや、普段は目にしない情報にも触れられる良さを生かしながら、市ホームページ等のデジタル媒体との役割分担・連携を高める。全国の先進自治体の広報紙に比肩し、全国広報コンクール等においても評価され得る水準を念頭に、継続的に品質を維持できるデザインシステムの構築を目指す。

2. 基本コンセプト

「もっと自分ごとに。」

感じることができる広報紙に。

情報を並べる広報紙ではなく、目に留まり、読みたくなり、自分ごととして受け取れる広報紙へ。全世代への読みやすさを基本としながら、若年層をはじめ、これまで紙の広報に触れる機会が少なかった人にも届くデザインを目指す。

3. 重視する7つの基本方針

No.	基本方針	考え方
1	探しやすい	見出し階層、分類、目次、各ページのコーナー表示、ページ番号等を整理し、必要な情報へ迷わず到達できる情報設計とする。
2	読みやすい	文字サイズ、行間、段組、余白、配色、コントラスト等を整え、年齢や障がいの有無にかかわらず読みやすいユニバーサルデザインに配慮する。
3	読みたくなる	表紙や特集の入口を強化し、写真・見出し・余白を効果的に使い、手に取り、ページをめくりたいくなる紙面とする。

No.	基本方針	考え方
4	分かりやすい	情報の優先順位を視覚化し、図表・地図・アイコン等を適切に用いて、行政情報を短時間で理解できる紙面とする。
5	松阪らしさ	過度な装飾や画一的なテンプレート化を避け、写真、色、タイポグラフィ等を通して、松阪市の暮らし・人・地域の魅力が感じられる紙面とする。
6	媒体をつなぐ	すべての情報を紙面に詰め込むのではなく、「紙面で伝える情報」と「Web で詳しく伝える情報」の役割を整理する。市ホームページのページ ID を活用して詳細情報へつなぐことで、紙面を簡潔で読みやすくするとともに、限られた紙面を有効に活用する。
7	職員が運用できる	受託者が制作するページだけでなく、市職員が制作・更新する定型ページでも品質を維持できるよう、再現性の高いテンプレートとデザインガイドラインを整備する。

4. 主な対象読者

全市民を対象とする。特定の世代のみを対象とした紙面にはせず、高齢者等への読みやすさを確保するとともに、これまで広報紙との接点が薄かった若年層や子育て世代などにも、「自分に関係する情報がある」と感じてもらえる入口づくりを重視する。

5. 紙面設計の基本

(1) 表紙

号の顔として、特集等との連動性を持たせ、写真やビジュアルを生かして「手に取りたくなる」入口をつくる。

(2) 特集

企画意図とストーリーが伝わる構成とし、ページを追うごとに理解が深まる編集・デザインとする。

(3) ピックアップ記事

重要施策や旬の情報について、短時間でも要点が把握できる情報階層を設ける。

(4) お知らせ・情報ページ

情報量を確保しつつ、カテゴリー、見出し、日時、対象、申込等の要素を一定のルールで整理し、検索性を高める。

(5) こども・文化等の定型ページ

各カテゴリーの個性を持たせつつ、広報紙全体としての統一感を保つ。

(6) 裏表紙

単なる余剰ページとせず、広報紙の締めとして市民の関心を引く情報や導線を効果的に配置する。

6. ユニバーサルデザイン・アクセシビリティ

- (1) ユニバーサルデザインに配慮した書体を基本とする。
- (2) 文字の大きさ、行間、字間、余白、コントラストを適切に設定する。
- (3) 色だけに依存した情報区分を避け、カラーユニバーサルデザインに配慮する。
- (4) 過度な装飾、長すぎる行長、複雑な背景上への文字配置等、可読性を損なう表現を避ける。
- (5) 市ホームページへ誘導する場合は、ページ ID の表示方法を紙面全体で統一し、読者が迷わず目的の情報にたどり着けるよう配慮する。
- (6) ページ ID を用いて Web で情報を委ねる場合であっても、記事の概要や対象者、重要な日時など、市民がその情報を必要とするか判断するために必要な内容は紙面上で分かるようにする。

7. リニューアル成果物として求めるもの

- (1) 広報まつさか全体の基本デザインフォーマット
- (2) 表紙、特集、ピックアップ、情報ページ、こども・文化等の定型ページ、裏表紙のテンプレート
- (3) グリッド、余白、見出し階層、文字スタイル、配色、アイコン等の制作ルール
- (4) 市職員が編集する際に使用できるデザインガイドライン（入力・運用規則）
- (5) 市が再編集可能な編集データ形式及び使用素材・フォント等の一覧

8. 提案における考え方

本市は、必要な可読性・運用性・法令遵守等の条件を示す一方、具体的な表現方法は過度に固定せず、事業者の専門性、編集力、デザイン力、創造性を生かした提案を求める。

審査では「見た目の好み」だけでなく、目的理解、情報設計、読みやすさ、訴求力、運用性及び実現性を総合的に評価する。